

高松市奨学金支給条例施行規則の一部改正について

教育局学校教育課

1

改正実施の目的及び主な変更点について（案）

議案第2号

【実施の目的】

高松市奨学金の支給方法を見直すため、関係条文を整備するもの。

【主な変更点（第6条関係）】

変更点	変更前	変更後
①支給方法	学校経由	市教委から本人又は保護者の口座へ直接振込
②支給時期	原則毎月	年2回
③一回当たりの支給額	¥9,000/回	¥54,000/回

◎変更点①～③について

現行制度においては、毎月、奨学生が在学する高等学校等の校長を経て、本人又は保護者に奨学金を支給しているが、支給時期を年2回とし、6か月分ずつを本人又は保護者口座への直接振込むこととする。また、学校の負担軽減を図るため、提出様式についても所要の規定整備を行う。

【施行日】

令和7年4月1日

2

高松市の文化財指定について

創造都市推進局文化財課

高松市の文化財指定について

議案第 3 号

高松市の文化財として次の 1 件を指定します。

文化財名	所在地	所有者
あいさこうまづかこふんたてあなしきせきしつしゅつどひん 相作馬塚古墳竪穴式石室出土品	高松市埋蔵文化財センター	高松市

（提案理由）

令和 7 年 1 月 2 3 日付け高文財第 9 5 4 号で高松市文化財保護審議会に諮問した高松市の文化財指定について、令和 7 年 1 月 3 0 日付けで高松市文化財保護審議会から、「指定することが妥当である」との答申がありましたので、高松市の文化財として指定するものです。

価値

議案第3号

▼未盗掘の古墳であり、石室内の遺物の保存状態が良好である。

副葬品は当初の位置を保っており、当時の埋葬方法や副葬品の正確な構成を知ることができる。

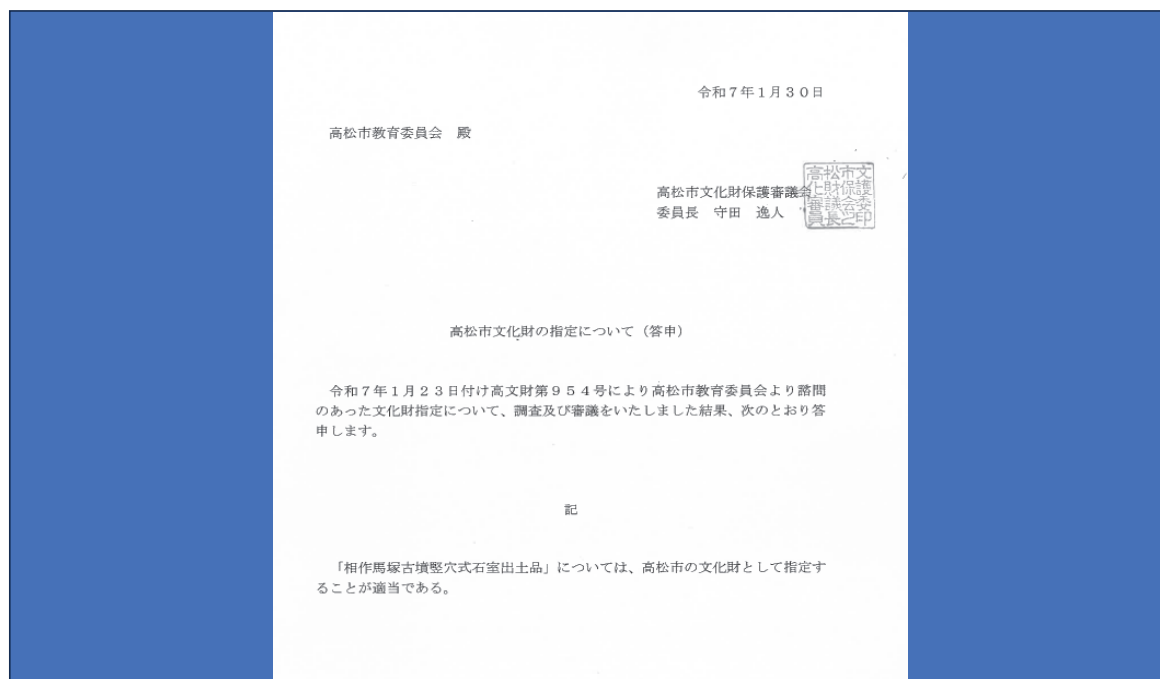
▼棺内から大刀1振、管玉10点、棺外からヤリ2本、鉄鏃束2束（合計42本）、
甲冑セット（^{まびさしつきかぶと}眉庇付冑・^{かぶとしころ}冑鍔・^{あかべよろい}頸甲・^{かたよろい}肩甲・^{たんこう}短甲）、須恵器^{すえき}広口壺1点、土師器^{はじきちょうこう}直口
^{つぼ}壺1点が出土しており、副葬品構成から被葬者は軍事性の強い男性が想定できる。

▼墳丘より先に構築される渡来系竪穴式石室であり、類例から朝鮮半島南東部との関係が想定される。

→以上の状況が分かる事例として高い歴史的価値を有する古墳であり、その重要な構成要素となる竪穴式石室内から出土した遺物一括を本市の有形文化財（考古資料）として指定することが適当。

5

議案第3号



高松市文化財保護審議会 答申文

6

指定文化財の一覧

議案第 3 号

遺物名	数量	報文番号	遺物名	数量	報文番号
たち 大刀	1振	M17	ヤリ	2本	M18,19
くだたま 管玉	10点	B01～10	つか ヤリ柄	5点	M20～24
まびさしつきかぶと 眉庇付冑	1点	M01	てつそく 鉄鍬	2束	M25,26
かぶとしころ 冑鍔	1点	M02	10点	M27～36	
あかべよろい 頸甲	2点	M03,04	かすがい 銚	19点	M37～55
かたよろい 肩甲	2束	M05,06	すえき ひろくちつぽ 須恵器 広口壺	1点	P01
	9点	M07～15	はじき ちよっこうつぽ 土師器 直口壺	1点	P02
たんこう 短甲	1点	M16			

報文番号は、高松市教育委員会編2024『相作馬塚古墳Ⅲ』高松市埋蔵文化財調査報告 第249集に掲載した番号に準じる

7



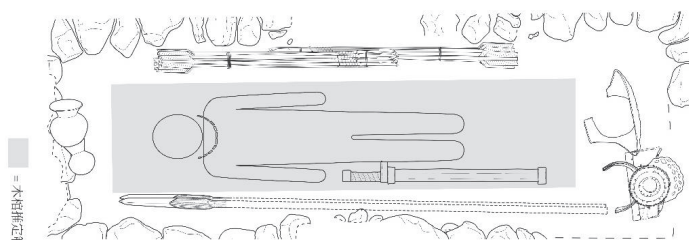
議案第 3 号

豎穴式石室 出土品

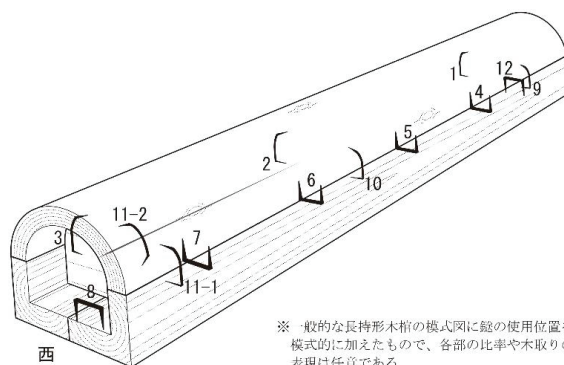
8



竖穴式石室 遺物出土状況



副葬品配置のイメージ図



※ 一般的な長持形木棺の模式図に随の使用位置を模式的に加えたもので、各部の比率や木取りの表現は任意である。

木棺想定図

令和 7 年第 2 回高松市議会定例会 提出議案に対する意見の申出について

教育局総務課

10

報告事項 1

令和 7 年第 2 回高松市議会定例会提出議案に対する 意見の申出について

令和 7 年第 2 回高松市議会定例会提出議案を提出するに当たり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
「意見は特にありません」との回答をしたもの。

議題

1. 令和 7 年度高松市一般会計予算
2. 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
3. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
4. 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止について
5. 財産の取得について（追認）

11

1 例規整備の概要

非常勤の特別職の職員の報酬額を改定し、及び新たに設置するプロポーザル審査委員会の委員の報酬額等を定めるため、関係条文を整備するもの

2 主な内容及び該当条項

主な内容			該当条項
(1) 特別職の職員の報酬の額を次の表のように引上げ改定するもの			別表関係
区分		【改定前】 報酬額	【改定後】 報酬額
(1) 固定資産評価審査委員会委員	委員長又は審査長の職務を行う委員	日額 9,000円	→ 日額 9,100円
	委員	日額 8,600	→ 日額 8,700
(2) 教育委員会委員		日額 16,400	→ 日額 16,600
(3) 監査委員	市議会の議員のうちから選任された監査委員	日額 16,400	→ 日額 16,600
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 141,900	→ 月額 143,500
(4) 公平委員会委員	委員長	日額 19,700	→ 日額 19,900
	委員	日額 16,400	→ 日額 16,600
(5) 選挙管理委員会委員	委員長	日額 19,700	→ 日額 19,900
	委員	日額 16,400	→ 日額 16,600
(6) 農業委員会	会長	月額 57,500	→ 月額 58,100
	会長職務代理者	月額 44,900	→ 月額 45,400
	委員	月額 40,000	→ 月額 40,400
	農地利用最適化推進委員	月額 35,000	→ 月額 35,400

12

2 主な内容及び該当条項

主な内容			該当条項
区分		【改定前】 報酬額	【改定後】 報酬額
(7) 固定資産評価員		日額 19,700	→ 日額 19,900
(8) 自治推進審議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(9) 総合計画審議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(10) 安全で安心なまちづくり推進協議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(11) 空家等対策協議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(12) 交通安全対策協議会委員・特別委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(13) 総合都市交通計画推進協議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(14) 議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(15) 表彰審査委員会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(16) 行政不服審査会委員		日額 16,400	→ 日額 16,600
(17) 公文書等管理審議会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(18) 情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(19) 公務災害補償等認定委員会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(20) 公務災害補償等審査会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(21) 公正職務審査会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(22) 退職手当審査会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(23) 防災会議委員・専門委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(24) 国民保護協議会委員・専門委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(25) 入札監視委員会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(26) 公の施設指定管理者選定委員会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(27) 社会福祉審議会委員・臨時委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(28) 民生委員推薦会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(29) 社会福祉施設整備等審査会委員		日額 6,500	→ 日額 6,600
(30) 介護認定審査会委員		日額 18,000	→ 日額 18,200

13

2 主な内容及び該当条項

主な内容		該当条項	
区分	【改定前】	【改定後】	
	報酬額	→	報酬額
(31) 国民健康保険運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(32) 障害支援区分等審査会委員	日額 19,600	→	日額 19,800
(33) 老人ホーム入所判定委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(34) 子ども・子育て支援会議委員及び臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(35) いじめ問題再調査委員会委員	日額 16,400	→	日額 16,600
(35)の2 こども未来館運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(36) 感染症診査協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(37) 予防接種健康被害調査会委員・臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(37)の2 小児慢性特定疾病審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(38) 環境審議会委員・特別委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(39) 廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(40) 産業廃棄物審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(41) 創造都市推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(42) 中小企業振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(43) 中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(43)の2 伝統的ものづくり振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(44) 創造支援センター使用審査委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(45) 農業基本対策審議会委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(46) 分取造林審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(47) 中央卸売市場開設運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(47)の2 公設花き地方卸売市場取引委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(48) 塩江温泉水審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(49) 国際交流推進協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(49)の2 文化芸術振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600

14

2 主な内容及び該当条項

主な内容		該当条項	
区分	【改定前】	【改定後】	
	報酬額	→	報酬額
(50) 文化奨励賞選考審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(51) スポーツ推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(52) スポーツ推進委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(53) 美術館協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(54) 美術品等収集審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(55) 都市計画審議会委員・臨時委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(56) 住居表示審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(57) 美しいまちづくり・景観審議会委員及び臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(58) 土地区画整理審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(59) 土地区画整理事業評価員	日額 6,500	→	日額 6,600
(60) 生活道路整備審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(61) 放置自動車廃物判定委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(62) 自転車等駐車対策協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(63) 開発審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(64) 建築審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(65) 玉藻公園管理委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(66) 小中学校校区審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(67) 奨学生等選考委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(69) 教育支援委員会委員	日額 10,500	→	日額 10,600
(70) いじめ問題調査委員会委員	日額 16,400	→	日額 16,600
(71) 学校結核対策審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(72) 社会教育委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(73) 少年育成センター運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(74) 生涯学習センター等運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600

15

2 主な内容及び該当条項

主な内容				該当条項
区分	【改定前】		【改定後】	
	報酬額		報酬額	
(75) 文化財保護審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600	
(76) 歴史資料館等協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600	
(77) 歴史資料館等資料収集審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600	
(78) 図書館協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600	
(79) 議会史編さん委員会委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600	
(2) 高松市プロポーザル審査委員会条例の制定により、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合に設置されることとなる高松市プロポーザル審査委員会の委員を、特別職の職員の報酬額及び旅費額を定める表の区分に加え、その委員に支給する報酬額及び旅費額を定めるもの				別表関係

3 施行期日等

令和7年4月1日

1 例規整備の概要

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、制定するもの

刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、次のように字句を改正し、経過措置を置くもの

- ①字句の改正（改正対象字句：懲役・禁錮・禁錮・禁こ・禁固）

例1）「懲役」→「拘禁刑」、「禁錮」→「拘禁刑」
例2）「禁錮の刑」→「拘禁刑」
例3）「懲役又は禁錮の刑」→「拘禁刑」
- ②経過措置
 - ・罰則の適用等に関する経過措置
 - ・人の資格に関する経過措置
 - ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置
 - ・その他

3. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

報告事項 1

2 主な内容及び該当条項＜抜粋＞

主な内容	該当条項
(7) 高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例 4①に掲げる字句の改正 所要の規定整備をするもの 次の用語を修正 「言渡」→「言渡し」「終り」→「終わり」へ修正 (参考) ○カタカナ表記の例規は修正しない。 (理由) 関係する法律等でカタカナ表記のものは「言渡」、「終り」の表現であったため ○ひらがな表記の例規は関係法令における規定に整合するよう修正。 なお、第6条関係（高松市教職員の退職年金及び退職一時金に関する条例）は学校教育法の規定（「終わり」となっている。「言渡し」はなし。）に整合するように修正。	第7条 第7条、第15条、第22条、 第26条、第46条関係 第26条、第46条関係

3 施行期日等

令和7年6月1日

4. 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止について

報告事項 1

1 例規整備の概要

高等学校等入学準備金の貸付けを廃止するため、廃止するもの

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(1) 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止 ア 高等学校等入学準備金の貸付けを廃止するため、この条例を廃止するもの	本則
(2) 高松市奨学生等選考委員会条例の一部改正 ア (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会条例の題名を改正するもの イ (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の設置目的のうち「入学準備金貸付者」の選考についての規定を削り、及びその名称を「高松市奨学生選考委員会」とするもの ウ (1)に伴い、用語の意義から「入学準備金」、「保護者」及び「入学準備金貸付者」の規定を削るもの エ (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の所掌事項から「入学準備金貸付者の選考に関すること」の規定を削るもの オ 所要の規定整備を要するもの	附則第3項 題名 第1条関係 第2条関係 第3条関係 第3条関係

4. 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止について

報告事項 1

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(3) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ア (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の名称を改正するもの	附則第4項 別表関係
(4) 高松市奨学金支給条例の一部改正 ア (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会条例の題名及び高松市奨学生等選考委員会の名称を改正するもの	附則第5項 第4条関係

3 施行期日等

令和9年4月1日

20

5. 財産の取得について（追認）

報告事項 1

1 概要

令和6年度に実施した教師用教科書及び教師用指導書の取得について、「地方自治法」第96条第1項第8号及び「高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格が3,000万円以上の財産取得については、議会の議決を経た上ですべきところ、議会の議決を経ずにその取得をしていたため、高松市議会に追認の議決を求めるもの

2 対象となる財産取得の一覧

No.	年度	取得金額	契約の相手方	備考
1	令和6年度	40,751,757円	(有) 黒川書店	
2	令和6年度	35,043,662円	(株) 宮脇書店	
3	令和6年度	31,360,581円	香川学版(株)	
4	令和6年度	30,949,931円	(有) 熊野書店	

※ 契約の方法は、随意契約（単価契約）

21

令和 6 年度学校医等の感謝状贈呈について

教育局保健体育課

22

報告事項 2

1 感謝状贈呈の概要

学校医等感謝状贈呈審査基準内規に基づき、学校医等として多年にわたり学校保健活動を推進してきた方に対し、その功績をたたえ教育委員会から感謝状を贈呈するもの。

(参考) 学校医等感謝状贈呈審査基準内規

- 1 趣旨
この内規は、多年にわたり本市の学校保健活動を推進してきた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）感謝状を贈呈するための審査基準を定めるものとする。
- 2 審査基準
前項の規定により感謝状を贈呈するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 学校医等として、20年以上在職し退職した者
 - (2) 学校医等として、10年以上在職し死亡した者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 選考委員会
教育長、教育局長、教育局次長及び学校教育関係課長によって委員会を構成し選考する。
- 4 時期
感謝状の贈呈は、原則として毎年3月に行う。
附 則
この内規は、昭和56年3月26日から施行し、昭和55年3月26日から適用する。
附 則
この内規は、平成29年4月1日から施行する。

23

2 候補者

4 名（学校医等）

氏名	職名	学校名及び期間			学校医歴	備考
虫本 光徳	学校医 (内科)	桜町中学校	H 9 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1	28年間	28年	勇退
吉田 恭典	学校医 (内科)	太田中学校	H 1 1 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1	26年間	26年	勇退
真鍋 敏毅	学校医 (耳鼻科)	紫雲中学校	S 6 0 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1	40年間	40年	勇退
		四番丁小学校	H 9 . 4 . 1 ~ H 2 2 . 3 . 3 1 (閉 校)	13年間		
		亀阜小学校	H 1 8 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1	19年間		

24

安田 美栄子	学校薬剤師	中央小学校	H 1 1 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1	26年間	26年	勇退
		花園小学校	H 1 3 . 4 . 1 ~ R 6 . 3 . 3 1	23年間		
		木太北部小学校	H 2 8 . 4 . 1 ~ H 2 9 . 3 . 3 1	1年間		
		木太北部幼稚園	H 2 8 . 4 . 1 ~ H 2 9 . 3 . 3 1	1年間		

25

高松市地域部活動検討委員会について

教育局保健体育課

26

報告事項 3

1 第2回検討委員会について

(1) 開催日時

令和7年1月17日（金） 14：00～15：35

(2) 議事等

- ・ 令和6年度の地域スポーツクラブ・文化芸術活動体制整備事業実証事業の成果と課題について説明し、コーディネーターの活動報告及び提案について、協議、意見交換を行った。

27

(3) 令和 6 年度地域部活動推進事業について

☆実証事業①：市主催モデル（ストリートダンス・弓道・アーチェリー）

1 実施期間（回数）

①ストリートダンス：令和 6 年 6 月～令和 6 年 10 月（全 7 回）

②弓道：令和 6 年 8 月（全 2 回）

③アーチェリー：令和 6 年 10 月～11 月（全 2 回）

2 活動場所：高松市総合体育館第 1 武道場 ほか

☆実証事業②：地域人材活用モデル（軟式野球）

1 対象校：勝賀中学校・下笠居中学校

2 実施期間：令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月の平日と休日

3 活動場所：公共スポーツ施設野球場、市所管施設内広場 など

4 活動体制：平日（部活動指導員：香川大学硬式野球部所属の学生 8 人） 休日（地域クラブ指導者：教職員の兼職兼業）

28

☆実証事業③：既存団体活用モデル（柔道）

1 対象の連携団体：牟礼柔道クラブ

2 実施期間：令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月

3 活動場所：牟礼中学校武道場 など

☆実証事業④：地域人材活用モデル（吹奏楽）

1 対象校：香東中学校

2 実施期間：令和 6 年 11 月～令和 7 年 2 月（全 12 回）

3 活動場所：香東中学校音楽室 ほか

4 地域指導者：5 人

29

(4) 部活動地域移行支援コーディネーターの活動報告

【部活動の現状や地域移行に対しての聞き取り結果】

1.校長（競技部会長） ・地域移行に前向きな校長先生方が多い。 ・教師の働き方改革と部活動運営の両立で悩んでいる。	3.競技団体 ・地域移行に関して競技団体での温度差が大きい。 ・指導者の定期的な派遣は難しい。
2.体育主任・中体連専門委員 ・地域移行に前向きであり進めて行かなければならないと受け止めているが、スムーズな移行は難しいと考えている割合が多い。 （受け皿、指導者や活動場所の確保、責任の所在、等。）	4.生徒 ・学校には無い部活動をしてみたかったという意見の生徒もいた。 （選択肢が限られており、子どものニーズに対応しきれていない。） ・地域移行した際に、信頼できる指導者に巡り合えるか不安に思っている生徒もいた。

30

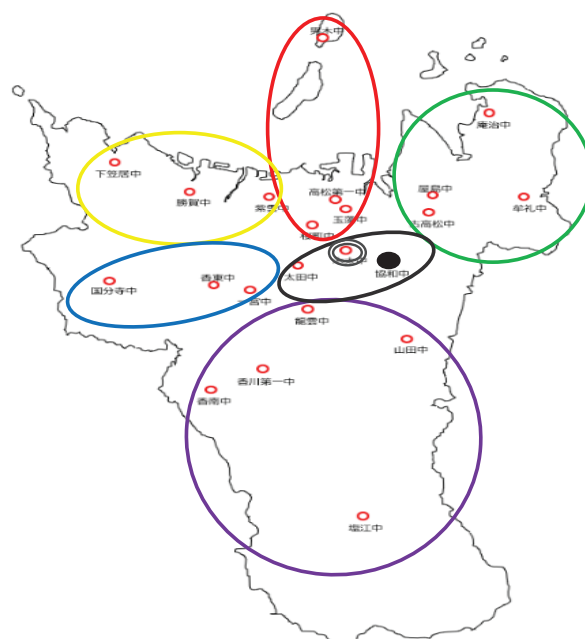
(5) 部活動地域移行支援コーディネーターからの提案

【平日を含めた地域移行】

- ・平日と休日の指導者を同一人とする事で、教員や生徒の不安を解消することができる。

【市内をブロック分け】

- ・市内をいくつかのブロックに分け、ブロック内に競技志向とレクリエーション志向の活動チームを設置する。



31

【地域移行に向けての課題】

	予測される問題	解決策
①	必要経費について	公費だけでなく民間からの寄付（スポンサー）や、収益事業の実施方法の検討。
②	指導者確保について	TASS登録指導者、退職教員、民間指導者等に対し広く募集。また、現職教員の希望者も指導に従事してもらう。（兼職兼業）
③	活動場所について	中学校、公共施設以外に、民間施設や高校・大学等に協力を依頼。

- ・活動場所が遠くなること（送迎）や活動費の必要性による保護者の多忙感と負担感
- ・既存の部活動との違い（意識転換）「教職員・生徒・保護者・社会」
- ・教員の勤務について（兼職兼業等）
- ・学校へのクレーム対応（事案確認からはじまり、教員の負担が増える場合が考えられる。）
- ・活動場所の確保（16:00～19:00の場所と19:00～の場所）（鍵の管理と学校開放）
- ・下校時刻の変更（活動場所への移動を考えると、現状の時間では、16：00～の活動が難しい。）
- ・指導者数の確保（謝金額が少なければ確保が困難になる可能性が生まれやすい。）
- ・指導者講習（研修）会を含む指導者資格体制の確立
- ・安全面と責任体制の構築 等

32

（6）第2回検討委員会での主な意見内容

- ・地域によってできることに差が出てしまうのはかわいそうなので、早めに手立てを講じる必要があるのではないかな。
- ・事故が起こった時の責任の所在や対応について、指導者に対する研修や安全管理についての講習等を充実していく必要がある。
- ・校舎内を使用する際の鍵の管理について、考えていかなければならない。

33

令和 7 年 度

当初予算の概要

教育委員会関係(抜粋)



令和 7 年 2 月

高松市教育委員会

○ 一般会計歳出予算款別表(令和6年度当初予算額対比)

(単位:千円)

科 目	令和7年度		令和6年度		比 較 増 減	
	当初予算額 A	構成比 %	当初予算額 B	構成比 %	金 額 A-B	前年度比 A/B %
1 議 会 費	728,473	0.4	742,456	0.4	△ 13,983	98.1
2 総 務 費	15,559,164	8.4	14,407,499	8.4	1,151,665	108.0
3 民 生 費	83,603,556	45.3	77,742,497	45.2	5,861,059	107.5
4 衛 生 費	19,017,996	10.3	16,535,345	9.6	2,482,651	115.0
5 労 働 費	338,331	0.2	359,241	0.2	△ 20,910	94.2
6 農林水産業費	2,926,777	1.6	2,208,887	1.3	717,890	132.5
7 商 工 費	4,009,744	2.2	2,180,886	1.2	1,828,858	183.9
8 土 木 費	15,714,168	8.5	13,756,266	8.0	1,957,902	114.2
9 消 防 費	5,515,599	3.0	5,999,324	3.5	△ 483,725	91.9
10 教 育 費	19,492,216	10.6	19,371,918	11.3	120,298	100.6
11 災 害 復 旧 費	10,353	0.0	10,000	0.0	353	103.5
12 公 債 費	17,167,723	9.3	18,485,681	10.8	△ 1,317,958	92.9
13 諸 支 出 金	215,900	0.1	0	0.0	215,900	皆増
14 予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	184,400,000	100.0	171,900,000	100.0	12,500,000	107.3

令和7年度 主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

★ 新 外国人児童生徒等支援事業【学校教育課】

[3,249千円]

- プレクラス事業の開設
 - 来日後、間もない外国にルーツのある小・中学生に対し、日本語指導を実施
- 場所：高松第一小・中学校内 (仮) 英語教室
- 対象者：高松第一小・中学校に在籍する日本語習得が必要な児童生徒
- 保護者を通じて学校に申請 定員5名

★ 拡 子どものシビックプライド醸成事業【学校教育課】

[3,360千円]

- 拡 高松プライドプロジェクト
 - 高松の魅力・良さを伝えるPR動画(ショートムービー)を作成
 - 高松魅力発見プロジェクト
 - 高松まるっとマップウェブサイトの作成

★ 拡 部活動の地域移行推進事業【学校教育課、保健体育課】

[31,576千円]

- 拡 部活動の地域移行等に向けた実証事業の実施
 - 地域部活動移行のための検討委員会の開催
- 拡 モデル校活動支援(運動部)
 - 新 市立中学校を拠点とする複数校での活動(バレーボール部)
 - T E S C (タカマツ エンジョイ スポーツ クラブ)の活性化
 - 競技スポーツコーディネーターの配置
- 拡 部活動指導員の配置支援 15人→30人
- 新 モデル校活動支援(文化部)
 - 拠点校及び近隣中学校(吹奏楽部)

▪ 学校給食費管理事業【保健体育課】

[246,186千円]

- 学校給食用食材費の物価高騰分を公費負担

拡 小・中学校施設老朽化対策事業

[545,683千円]

【教育局総務課 学校施設整備室】

- 香南小学校：旧校舎解体工事等
- 植田小学校：校舎東側斜面改修工事
- 拡 太田小学校：校舎改築実施設計
- 拡 協和中学校：東棟校舎改築実施設計
 - 環境測定(アスベスト調査)等
 - 境界確定業務

【債務負担行為】 令和8年度～10年度 : 981,319千円

令和7年度 主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

★ ・ 小・中学校バリアフリー整備事業 [248,069千円]

【教育局総務課 学校施設整備室】

- ・ 児童・生徒が、学校施設を安全かつ円滑に利用できるよう、小・中学校にエレベーターを設置
 - ・ エレベーター設置工事（小学校1校・中学校1校）
 - ・ 修正設計（小学校2校）

★ 拡 小・中学校体育館空調設備設置事業 [21,972千円]

【教育局総務課 学校施設整備室】

拡 熱中症対策や避難所機能の向上等を図るため、小・中学校の体育館に空調設備を設置

拡 P F I 方式の発注に向けたアドバイザー業務委託

- ・ 古高松小・古高松南小学校は洪水災害時に最初の避難所として開設するため先行整備の実施
 - ・ 空調設備実施設計

【債務負担行為】 令和8年度 : 31,491千円

拡 学校給食調理場整備事業【保健体育課】 [192,980千円]

- ・ 高松市学校給食共同調理場整備検討委員会の開催
- 新 朝日新町学校給食センター炊飯ラインオーバーホール等
 - ・ 朝日新町学校給食センターボイラー更新工事等
- 新 朝日新町学校給食センター空調改修工事実施設計
 - ・ 朝日新町学校給食センター外壁改修工事
 - ・ 牟礼学校給食共同調理場真空冷却器の更新等

拡 高等学校管理運営事業【高松第一高等学校事務局】 [29,420千円]

新 高松第一高等学校音楽科棟等保全計画に基づく、改修・更新等

- ・ 昇降機改修工事等
- ・ 屋上防水・外壁改修実施設計業務

新 公立高校に係るネット出願システムの導入

【債務負担行為】 令和8年度 : 35,746千円

★ 拡 教育ICT整備・活用推進事業 [109,338千円]

【総合教育センター ICT教育推進室】

拡 1人1台端末や電子黒板などのICT機器を活用し、授業改善を推進

拡 電子黒板の整備

新 中学校の特別教室に電子黒板を整備

- ・ ICT支援員の配置

【債務負担行為】 令和8年度～12年度 : 65,124千円

令和7年度 主な重点取組対象事業及び新規・拡充事業等の概要【教育局】

(★:重点取組対象事業、新:新規事業、拡:拡充事業、網掛けは新規・拡充事業)

★ 拡 地域学校協働活動推進事業【生涯学習課】 [1,554千円]

拡 「学校を核とした地域づくり」を推進

拡 モデル校の実践支援

- ・ 地域等への周知啓発及び研修会の開催
- ・ 小・中学校への個別訪問

★ 拡 サンクリスタル高松リニューアル事業【中央図書館】 [216,187千円]

拡 サンクリスタル高松リニューアル事業

- ・ 大規模改修工事等
- ・ 移転関係経費等

拡 新図書館システム I C タグ購入

【債務負担行為】 令和8年度～9年度 : 5,694,879千円

★ 拡 プラスチックごみ対策事業【教育局総務課】 [39,687千円]

新 給水スポットの設置拡大

- ・ 市立小学校への給水スポットの設置

★ 拡 (参考)脱炭素化推進事業【ゼロカーボンシティ推進課】 [1,926,690千円]

- ・ 脱炭素型ライフスタイル普及促進事業

新 運輸部門脱炭素化推進事業

新 中小企業脱炭素化経営支援事業

- ・ 市有施設 L E D 化事業
 - ・ 市有施設の屋内にある照明器具を、省エネ性能の高い L E D 照明に更新
 - ・ 第1期: 本庁舎、学校施設、幼稚園・保育施設
 - ・ 第2期: 総合センター・出張所、コミュニティセンター、消防庁舎等

拡 (参考)放課後児童クラブ事業【子育て支援課】 [575,159千円]

拡 放課後児童健全育成事業費補助金（民間クラブ運営補助金）

- ・ 民間クラブの補助対象施設数の増（35→40クラブ）

★ 拡 (参考)ヤングケアラー支援事業【こども女性相談課】 [10,591千円]

拡 ヤングケアラーの早期発見、適切な支援

- ・ コーディネーターの配置
- ・ ヤングケアラーの支援に向けた周知啓発や研修会の開催
- ・ ヤングケアラーに対する家事支援
- ・ ヤングケアラーに対する同行支援

新 相談支援に繋げるための配食見守り業務